

※3. スケジュール（予定）の一部を赤字で更新（令和6年2月14日）

令和6年1月15日

内閣府地方創生推進事務局

国家戦略特区担当

「先端的サービスの開発・構築及び規制・制度改革に関する調査事業 （スーパーシティ・デジタル田園健康特区対象）」（仮称）について （事前公表）

内閣府においては、スーパーシティ（茨城県つくば市、大阪府・大阪市）及びデジタル田園健康特区（石川県加賀市、長野県茅野市、岡山県吉備中央町）における取組を推進するため、令和6年度においても、これらの特区の指定自治体を対象に、下記及び別紙のとおり「先端的サービスの開発・構築及び規制・制度改革に関する調査事業（スーパーシティ・デジタル田園健康特区対象）」（仮称）の企画競争公募・事業実施を行う予定ですので、お知らせいたします。

また、公募開始までの間、応募予定の提案内容が本調査事業の趣旨や要件に合致するか等について、事前相談に応じますので、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

なお、現在、「地域課題解決連携特区（通称：連携“絆”特区）」の指定も視野に、「地域・社会課題の解決に向けた規制・制度改革に関する提案募集」を実施しており、今後、提案を踏まえた特区指定が行われた場合には同様の調査事業等により支援を行うことを予定しておりますが、その具体的な内容については改めてご案内する予定です。

※ 以下は、現時点で検討中の事業内容についてお知らせするものであり、実際の公募の内容には変更の可能性がありますのでご留意ください。

1. 事業概要

（1）調査事業の目的

本事業は、スーパーシティ・デジタル田園健康特区において、先端的サービスの実装に必要な規制・制度改革の実現に向け、調査・実証を通じて規制・制度改革の妥当性・合理性等に関する具体的なエビデンス等を収集・整理するとともに、サービスの導入手順の整理など当該先端的サービスの社会実装や他地域への横展開に向け必要な調査を行うことを目的としており、これらを通じて、様々な分野における先端的サービスの早期実装と、他地域も含め地域の抱える深刻な課題の解決を図る。

（2）実施主体（以下①又は②のいずれか）

- ① スーパーシティ又はデジタル田園健康特区の地方公共団体と事業者（単独又は共同）を構成員に含む協議会
- ② スーパーシティ又はデジタル田園健康特区において先端的サービスの提供を行おうとする事業者（単独又は共同）。※事業者には、大学・研究機関等を含む。

(3) 提案内容（以下の全てを満たすものとする）

① 規制・制度改革事項が具体化されていること

ア 先端的サービスの開発・構築等に必要な規制・制度改革事項の内容が具体化されていること。

（例：規制・制度の根拠規定の特定、先端的サービスを実装するにあたっての具体的な支障、規制・制度を見直す場合の代替案の提案等）

イ 調査・実証内容が、規制・制度改革を実現するために必要十分なものであること。

（例：規制・制度の趣旨を踏まえた規制・制度改革に必要なエビデンス等の収集・整理、代替案の有効性・許容性の検証等）

② 地域において十分な連携体制が確保されていること

ア 実施主体が上記（2）②に該当する場合は、スーパーシティ又はデジタル田園健康特区の構想に不可欠な先端的サービスであり、その実現のために本事業を実施することについて、当該地方公共団体による確認を受けていること。

イ 令和4年度事業*¹又は令和5年度事業*²において同一又は関連する規制・制度改革事項等に関する調査を実施した事業である場合は、提案内容に関連して、令和6年度に、地方公共団体（地方公共団体を構成員とする協議会、大学・研究機関等を含む。以下「地方公共団体等」という。）が一定の財政負担を行っていること（行うことが確実である場合を含む）。

③ 社会実装に向けた取組であること

ア 実証にとどまらず、実装に向けた取組であり、そのプロセスが明らかであること。

イ 調査・実証の内容が、社会実装や他地域への取組の横展開を進める観点からも資するものであること。

2. 予算規模

1 事業当たり予算額 上限 2,000 万円～5,000 万円（税込）

※ 予算上限額は、令和4年度事業又は令和5年度事業における調査実施の有無に応じて、以下のとおりを予定。

① 新規事業（令和4年度事業又は令和5年度事業のいずれにおいても、同一又は関連する規制・制度改革事項等に関する調査を実施していない事業）

5,000 万円（税込）

② 令和4年度事業又は令和5年度事業のいずれかにおいて、同一又は関連する規制・制度改革事項等に関する調査を実施した事業

「地方公共団体等が本事業に関連して行っている財政負担の額の2倍の額」と「3,000 万円」のいずれか低い額（税込）

③ 令和4年度事業及び令和5年度事業の双方において、同一又は関連する規制・制度改革事項等に関する調査を実施した事業

「地方公共団体等が本事業に関連して行っている財政負担の額」と「2,000 万円」のいずれか低い額（税込）

3. スケジュール（予定）

令和6年	4月下旬	公募
	6月頃	審査、採択決定
	7月頃	契約、事業開始
令和7年	3月中旬	事業終了

4. 留意点

- ・ 本調査事業は、令和4年度事業及び令和5年度事業と同様に、事業採択後、提案内容に基づき契約条件等を調整の上、実施主体と内閣府との間で調査委託契約を締結して実施するものです。このため、実施主体（共同提案者を含む）には、一定の内閣府競争参加資格が必要となりますので、予めご確認いただきますようお願い申し上げます。
- ・ また、上記1.（3）②のとおり、取組を効果的に進める上では、地域において十分な連携体制が確保されていることが重要であることから、応募に向けて検討をされる場合には、事業実施を検討しているスーパーシティ又はデジタル田園健康特区の地方公共団体にも十分相談を行うようお願い申し上げます。
- ・ 上記1.（3）②イのとおり、令和4年度事業*¹又は令和5年度事業*²において同一又は関連する規制・制度改革事項等に関する調査を実施した事業を応募される場合は、提案内容に関連して、令和6年度に、地方公共団体等が一定の財政負担を行っていることを要件としています。提案内容と財政負担の関連性が認められない場合、提案をお受けすることができませんので、事業実施を検討しているスーパーシティ又はデジタル田園健康特区の地方公共団体とも十分相談の上、応募前に事前に内閣府にご相談をいただきますようお願い申し上げます。

【参考資料】

- * 1 令和4年度「先端的サービスの開発・構築等に関する調査事業」
 - ・ スーパーシティ及びデジタル田園健康特区において先端的サービスの開発・構築等に関する調査事業を開始！（令和4年7月20日）
https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/supercity/supercity_220715_FlontLine.html
 - ・ 「先端的サービスの開発・構築等に関する調査事業」の結果を報告します（令和5年5月26日）
https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/supercity/supercity_chousa01.html
- * 2 令和5年度「先端的サービスの開発・構築や先端的サービス実装のためのデータ連携等に関する調査事業」
 - ・ スーパーシティ及びデジタル田園健康特区において先端的サービスの開発・構築や先端的サービス実装のためのデータ連携等に関する調査事業を開始！（令和5年7月7日）
https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/supercity/supercity_230707_cutting_edge.html

【問い合わせ先】

内閣府地方創生推進事務局 国家戦略特区担当 高橋、馬場、寺田
TEL：03-5510-2463

「先端的サービスの開発・構築及び規制・制度改革に関する調査事業」【スーパーシティ・デジタル田園健康特区対象】（仮称）概要

※令和6年1月時点で検討中の事業内容についてお知らせするものであり、実際の公募の内容には変更の可能性がありますので、ご注意ください。

- ▶ デジタル田園都市国家構想の先導役であるスーパーシティ・デジタル田園健康特区において、規制・制度改革を進め、様々な分野における先端的サービスの早期実装を推進するとともに、他地域への取組の横展開を図ることが重要。
- ▶ このため、先端的サービスの実装に必要な規制・制度改革の実現に向け、調査・実証を通じてエビデンス等を収集するとともに、サービスの社会実装・他地域への横展開に向けた調査を行うこと目的に国（内閣府）の委託事業として必要な調査を実施。

※具体的な事業（取組テーマ）については企画競争公募により募集し、選定。

実施主体

民間事業者、大学等

予算規模

【1事業あたり予算額】 上限2,000万円～5,000万円※ ※過年度の同一・関連する規制・制度改革事項の調査実績等に応じて上限を設定

主な要件・ 選定の ポイント

① 規制・制度改革事項の具体化

- ・ 先端的サービスの開発・構築等に必要な規制・制度改革事項の内容が具体化されていること
（例：規制・制度の根拠規定の特定、先端的サービスを実装するにあたっての具体的な支障、規制を見直す場合の代替案の提案等）
- ・ 調査・実証内容が、規制・制度改革を実現するために必要十分なものであること
（例：規制・制度の趣旨を踏まえた規制・制度改革に必要なエビデンス等の収集・整理、代替案の有効性・許容性の検証等）

② 地域における連携体制

- ・ スーパーシティ又はデジタル田園健康特区の構想に不可欠な先端的サービスであり、その実現のために本事業を実施することについて、当該地方公共団体による確認を受けていること
- ・ 過年度（R4年度・R5年度）の「先端的サービス調査事業」において同一又は関連する規制・制度改革事項等に関する調査を実施した場合は、提案内容に関連して、地方公共団体等^(※)が一定の財政負担を行っていること
（※地方公共団体を構成員とする協議会や大学・研究機関等を含む）

③ 社会実装に向けた取組

- ・ 実証にとどまらず、実装に向けた取組であり、そのプロセスが明らかであること。
- ・ 調査・実証の内容が、社会実装や他地域への取組の横展開を進める観点からも資するものであること

スケジュール （想定）

令和6年4月 企画競争公募（1か月程度） → 6月 選定委員会（外部有識者）による審査・採択決定 → 7月 契約・事業開始
令和7年3月 調査報告書提出